

既設合併浄化槽寄付の概要について

この事業は、今まで個人で設置・管理していた浄化槽を、市に寄付をして市が維持管理をしていくものです。

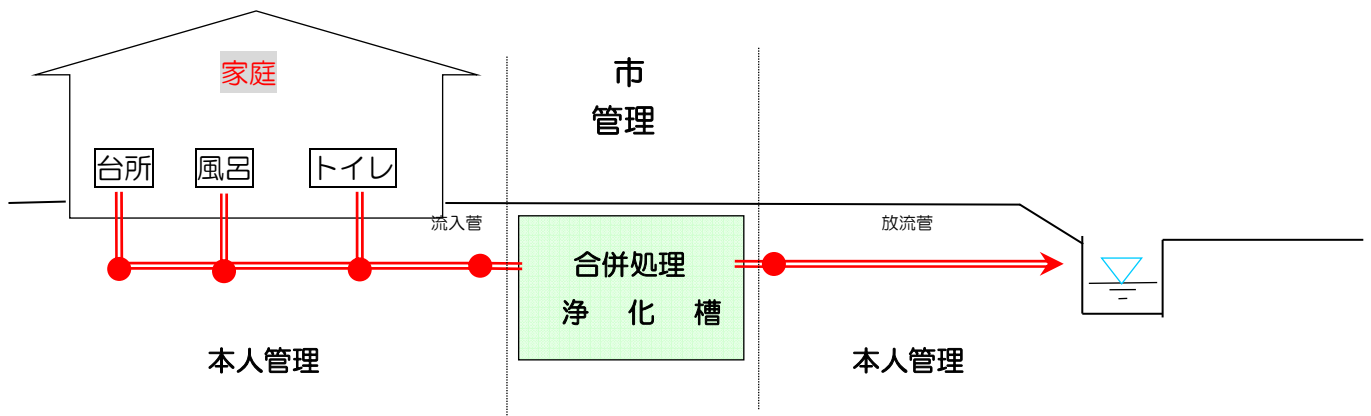
▽ 対象地域

集合排水（下水道等）区域を除いた区域全域

▽以下の浄化槽は寄付を受け入れません

- ・設置後 30 年以上経過している浄化槽
- ・維持管理を、申し出日までの過去 1 年間に於いて継続して行っていない浄化槽
- ・浄化槽上部に構造物があるもの
- ・修繕で対応できない故障をきたしている浄化槽

▽ 管理負担区分について



※本人で対応していただく部分

- ① トイレ・台所・風呂場から浄化槽までの配管管理、及び浄化槽から放流先までの配管管理費（閉塞時等の対応）
- ② 寄付受入れ審査中に発見された浄化槽不具合の修繕料 ※審査の結果による
- ③ 寄付可能通知後の清掃費 ※審査の結果による
- ④ 寄付可能通知後の機器交換・修繕費 ※審査の結果による

▽以下は自己負担での対応となります

- ・駐車場対応でない浄化槽で、車などの乗り上げにより破損した場合の補修・漏水修繕費用
- ・使用水量の過多、及び不適正な使用による、追加の清掃費用
- ・浄化槽寄付採納決定後、無断で改造 及び 上部に構造物をつくり維持管理に支障をきたす場合の撤去・原状復旧費用

▽ 浄化槽使用に伴う使用料額（人頭制）

浄化槽の規模	基本料 (1戸1月)	世帯員割 (1人当たり)
一般汚水（住宅）	2,200円	550円
集会所・公民館	1,100円	

菊池市役所下水道課
0968-25-7244

すべての申請書類が揃った時点で受付となります。

菊池市既設浄化槽寄附採納申請関係書類一覧表

	提出書類	様式等	備考
①	申出書	様式第7号	太枠内の記入
②	情報提供同意書	別紙1	
③	請書	別紙2	
④	浄化槽維持管理承諾書	別紙3	
⑤	住宅等の配置及び排水先を明示した図面 住宅等の構造を表示した各階平面図		別紙参照 分けても可
⑥	課税台帳記載事項証明書（土地） ----- 全部事項証明書（土地）	市役所税務課発行 ----- 法務局発行 （大津町）	どちらか1通 （原本提出）
⑦	未納がない証明書（固定資産税納税義務者）	市役所税務課発行	原本提出
⑧	字図	市役所税務課 又は法務局	市役所税務課又は各支所 （原本提出）
⑨	浄化槽設置届		変更届含む
⑩	保守点検・清掃記録		寄付申出前の1年間分
⑪	浄化槽第11条検査記録		寄付申出前の1年以内のもの
⑫	位置図		住宅地図等
⑬	その他		

⑨～⑫は、お手元になければご相談ください。

問い合わせ

菊池市役所本庁舎2階 下水道課（22番）
0968-25-7244

様式第 7 号

既設浄化槽寄附申出書

菊池市公共浄化槽整備推進条例及び施行規則第 6 条の規定により寄附を申し出ます。

菊池市長 様

		申出日	令和 年 月 日
設置場所	菊池市 字 番	設置行政区	区
寄附申出者	〒	受付印	
住所			
氏名			
電話番号			
昼間連絡先 (携帯電話等)			
土地所有者	浄化槽部分の借地及び浄化槽維持管理等に必要な土地の立入について承諾します	清掃予定日	月 日
住所	〒	設置場所の地目	
氏名		宅地・雑種地・山林・その他 ()	
電話番号		建築延べ床面積 m ²	
(住宅所有者)	〒	使用人数 人	
住所		メーカー ()	
氏名		型 式 ()	
電話番号		人槽 (人槽) 放流ポンプ (有 ・ 無)	
(住宅使用者)	〒	工事業者 ()	
住所		設置年月日 (年 月 日)	
氏名		放流先	
電話番号		側溝・水路・河川・その他 ()	
備考 (市記入欄)			

別紙 1

第 2 号様式（第 3 条関係）

浄化槽維持管理に関する情報提供同意書

菊池市長 様

既設浄化槽寄附申出の申請にあたり、菊池市が下記の内容について、情報の提供を受け
ることを同意します。

記

- 1 維持管理業者からの保守点検に関する情報
- 2 維持管理業者からの清掃に関する情報
- 3 指定検査機関からの浄化槽法第 11 条水質検査に関する情報

令和 年 月 日

住 所

氏 名

（自署）

請 書

既設浄化槽の寄附申し出により浄化槽を寄付されました上は、毎月の納期限に使用料を納付することはもちろん、菊池市公共浄化槽整備推進条例、同条例施行規則及び同条例要綱を遵守いたします。

万一、背反した場合又は使用料の滞納及びその他の義務不履行による事故を生じた時は規定及び要綱により処分を受けましても何等異議はありません。

令和 年 月 日

(使用者) 住 所

氏 名 (自署)

菊池市長 様

浄化槽維持管理承諾書

令和 年 月 日

菊池市長 様

申請者 住 所

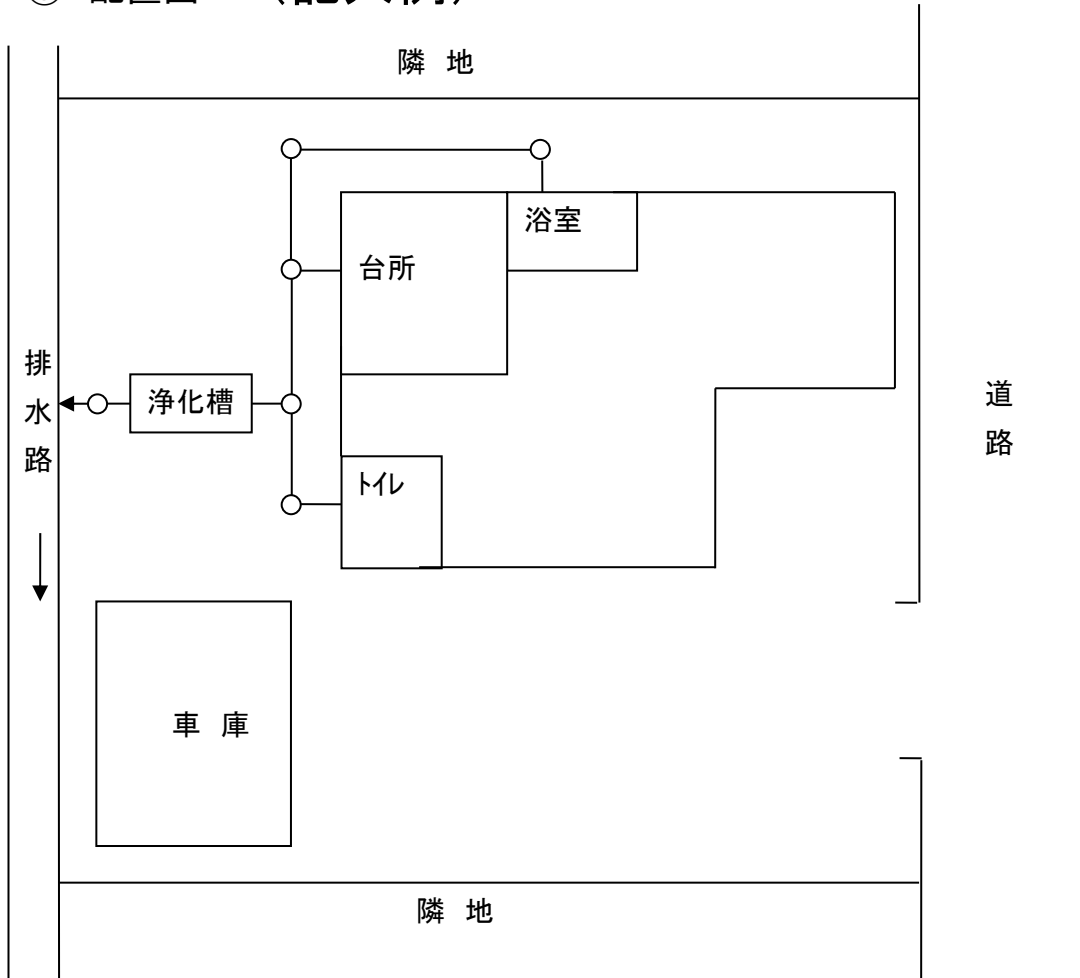
氏 名

(自署)

菊池市 字 番地の浄化槽を菊池市が維持管理されるときは、次の条件を承諾します。

- 1 菊池市及び菊池市が委託した業者が、浄化槽を維持管理するために浄化槽及び建築物の敷地内に立ち入る場合に、事前に連絡しなくても該当地に立ち入ることができること
- 2 菊池市及び菊池市が委託した業者が、浄化槽を適正に維持管理できるよう必要な協力をする事
- 3 浄化槽の周囲及び敷地内において、維持管理の支障となる工作物を設置しないこと
- 4 浄化槽の周囲及び敷地内において、維持管理の支障となる場所に愛玩・家畜動物を飼わないこと
- 5 浄化槽及び設備機器を無断で改造しないこと
- 6 使用者の責めに帰すべき理由により浄化槽に修繕の必要が生じた場合は、その費用を負担すること
- 7 使用者の都合により浄化槽の移転又は撤去を必要とする場合は、その費用を負担すること
- 8 第三者に浄化槽及び建築物の敷地並びに建築物を貸与又は譲渡するときは、その第三者にこの承諾を継承すること
- 9 その他市長が維持管理上支障があると認めた場合は、その改善費用を負担すること

⑤ 配置図 (記入例)



各階平面図 (記入例)

